

保護者 様

足利市立山辺小学校長 松葉 真佐江

## 学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。児童生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他への伝染・流行を防ぐため、出席停止（欠席日数に含まれません）の処置をとることになっております。

万一、お子さんが学校感染症と診断された場合は、医師の登校許可が出るまでは出席停止となります。以下の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり療養させてください。

なお、昨年度まで学校感染症と診断された場合には「治癒証明書」の提出をお願いしておりましたが、**令和5年度より治癒証明書の提出がなくなりました。**お電話にて症状や登校予定日等、確認させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、治癒をして登校する際は、登校の前日に担任までご連絡をお願いいたします。

### 主な感染症における登校基準（4月10日時点）

※学校保健安全法施行規則より

病名	登校基準 (目安です。個人差もあるので <b>必ず医師の指示</b> に従ってください。)
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て、解熱し、全身状態良好になるまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身状態がよい者
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者
手足口病	全身状態が安定した者
ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態のよい者

#### 新型コロナウイルス感染症関係

※栃木県ガイドラインより

##### 新型コロナウイルス感染症(症状あり)

発症から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで(発症日0日目、登校可能日8日目)

##### 新型コロナウイルス感染症(無症状)

5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合(検査陽性確認0日目、登校可能6日目)

##### 新型コロナウイルス濃厚接触者

最終接触日から5日間経過するまで(最終接触日0日目、登校可能6日目)